

30 循第 596 号  
平成 31 年 1 月 8 日

一般社団法人えひめ産業廃棄物協会  
会 長 西 山 周 様

愛媛県県民環境部環境局  
循環型社会推進課長  
(公 印 省 略)

産業廃棄物処理施設等における火災対策の徹底について（通知）

日頃から、本県の廃棄物行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
先般より、本県内の産業廃棄物処理施設において火災が相次いで発生しています。  
原因については、現在、関係機関による調査が行われているところですが、火災予防に  
関する法令や廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守することはもとより、下記の 3 点  
について、改めて徹底した対応をいただくよう、貴協会会員等への周知をお願いします。

記

1 施設における防火管理の徹底

所有する産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物保管場所等において、火災発生の恐れ  
や延焼しやすいものがないか再確認の上、定期的な施設検査や清掃、可燃性廃棄物の  
適切な保管等、必要な措置を講じるとともに、防火管理を徹底すること。

2 火災発生時の初期消火及び所管消防署への通報

日頃から消火設備の使用方法を従業員に周知するとともに、万が一火災が発生した  
場合は、安全を確保しながら、直ちに当該設備を用いて初期消火に着手するとともに、  
所管消防署へ通報すること。

また、火災の再発の恐れがある場合などは、事業の停止や改善措置を命じることが  
あるため、発生した火災の規模にかかわらず、所管保健所まで速やかに報告すること。

3 混入物の取扱い

取扱う産業廃棄物に火災原因になる可能性があるもの（スプレー缶、電池、廃油等）  
が混入していることに常に注意し、処理前の受入確認を十分に行うとともに、混載物  
を取り扱う処理業者においては、混入の有無に関わらず、排出事業者への分別の徹底  
を求めること。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局  
循環型社会推進課産業廃棄物係 大内、影浦  
TEL: 089-912-2358  
FAX: 089-912-2354